



県 章

滋賀県公報

令和 7 年（2025 年）
11 月 25 日
第 669 号
火 曜 日

毎週火・金曜 2 回発行

目 次

○ 公 告

県営土地改良事業計画決定公告（耕地課）	1
県営土地改良事業計画の変更後の概要の縦覧公告（耕地課、農村振興課）	1
公共測量実施公告（用地事業支援課）	2
公共測量変更公告（用地事業支援課）	2
公共測量終了公告（用地事業支援課）	3

公 告

県営土地改良事業計画決定公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営和野地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）に係る土地改良事業計画を令和7年11月17日に定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和7年11月25日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 縦覧に供する書類 県営和野地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）事業計画書の写し
- 縦覧場所 滋賀県甲賀農業農村振興事務所田園振興課、甲賀市産業経済部農村整備課
なお、滋賀県のウェブサイト(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/nouchiseibi/347215.html>)でも閲覧することができる。
- 縦覧期間 令和7年11月25日から令和7年12月23日まで
この処分について不服のある者は、滋賀県知事に対して書面により令和8年1月7日までに審査請求をすることができる。

県営土地改良事業計画決定公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営第2大中の湖地区土地改良事業（かんがい排水事業）に係る土地改良事業計画を令和7年11月17日に定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和7年11月25日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 縦覧に供する書類 県営第2大中の湖地区土地改良事業（かんがい排水事業）事業計画書の写し
- 縦覧場所 滋賀県東近江農業農村振興事務所田園振興課、東近江市農林水産部農村整備課、近江八幡市産業経済部農村整備課
なお、滋賀県のウェブサイト(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/nouchiseibi/347220.html>)でも閲覧することができる。
- 縦覧期間 令和7年11月25日から令和7年12月23日まで
この処分について不服のある者は、滋賀県知事に対して書面により令和8年1月7日までに審査請求をすることができる。

県営土地改良事業計画の変更後の概要の縦覧公告

県営入江善積地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）につき、土地改良事業計画を変更したいので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条の2第8項の規定により、次のとおり関係書

類を縦覧に供する。

令和7年11月25日

滋賀県知事 三日月 大造

- 縦覧に供する書類 変更後の県営入江善積地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）の計画の概要
- 縦覧期間 令和7年11月25日から令和7年12月23日まで
- 縦覧場所 米原市まち整備部農政課
なお、滋賀県のウェブサイト(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/nouchiseibi/347106.html>)でも閲覧することができる。
- 意見書の提出の方法等
 - 意見書の提出方法 持参または郵送とする。
 - 意見書の記載事項 意見書提出者の住所および氏名（法人その他の団体の場合にあつては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名）ならびに意見の内容
 - 意見書の提出期限および提出先
ア 提出期限 縦覧期間満了の日
イ 提出先 滋賀県湖北農業農村振興事務所田園振興課 〒526-0033 長浜市平方町1152-2

県営土地改良事業計画の変更後の概要の縦覧公告

県営入江Ⅴ期地区土地改良事業（用排水施設整備事業）につき、土地改良事業計画を変更したいので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条の2第8項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和7年11月25日

滋賀県知事 三日月 大造

- 縦覧に供する書類 変更後の県営入江Ⅴ期地区土地改良事業（用排水施設整備事業）の計画の概要
- 縦覧期間 令和7年11月25日から令和7年12月23日まで
- 縦覧場所 米原市まち整備部農政課
なお、滋賀県のウェブサイト(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/nouchiseibi/347126.html>)でも閲覧することができる。
- 意見書の提出の方法等
 - 意見書の提出方法 持参または郵送とする。
 - 意見書の記載事項 意見書提出者の住所および氏名（法人その他の団体の場合にあつては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名）ならびに意見の内容
 - 意見書の提出期限および提出先
ア 提出期限 縦覧期間満了の日
イ 提出先 滋賀県湖北農業農村振興事務所田園振興課 〒526-0033 長浜市平方町1152-2

公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関の長である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和7年11月25日

滋賀県知事 三日月 大造

- 作業の種類 公共測量（道路台帳修正）
- 作業の地域 大津市真野大野一丁目、二丁目
- 作業の期間 令和7年11月17日から令和8年3月11日まで

公共測量変更公告

令和7年7月18日付け公共測量実施公告に係る公共測量について、測量計画機関の長である滋賀県知事 三日月 大造から次のとおり作業の期間を変更する旨の通知があった。

令和7年11月25日

滋賀県知事 三日月 大造

- 作業の種類 公共測量（基準点測量、地形測量、路線測量）

- 2 作業の地域 甲賀市信楽町黄瀬
- 3 作業の期間
変更前 令和7年7月15日から令和7年11月19日まで
変更後 令和7年7月15日から令和8年1月21日まで

公共測量変更公告

令和7年9月12日付け公共測量実施公告に係る公共測量について、測量計画機関の長である滋賀県知事 三日月大造から次のとおり作業の期間を変更する旨の通知があった。

令和7年11月25日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量、現地測量、路線測量)
- 2 作業の地域 甲賀市土山町野上野
- 3 作業の期間
変更前 令和7年8月26日から令和7年11月13日まで
変更後 令和7年8月26日から令和7年11月28日まで

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、長浜市長 浅見 宣義から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和7年11月25日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業の地域 長浜市八幡東町
- 3 作業の終了日 令和7年9月30日

